

給付の流れ

亡くなられた時

重傷病の時

障害が残った時

給付金支給裁定申請書の提出
【添付書類】 診断書、領収書、戸籍 等

神奈川県公安委員会が受領
(事務は、神奈川県警察本部が担当)

裁定に必要な調査・照会 等

裁 定
(神奈川県公安委員会において裁定)

支 給 通 知

不 支 給 通 知

不服なし

不服あり

給 付 金 の 請 求

不服(審査請求)申し立て
(通知から60日以内に国家公安
委員会に対して行う。)

給 付 金 受 領